

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県は豊かな自然環境に恵まれ、那珂川・鬼怒川・渡良瀬川・中禅寺湖などの河川・湖沼に、アユ・ウグイ・ヤマメ・ニッコウイワナ・ヒメマスなど数多くの魚類が生息し、古くから漁業や釣りが盛んに行われてきました。

また、豊富な地下水や河川水を利用し、アユやマス類を中心とした養殖漁業が県内各地で営まれ、地域の特色ある食材として観光地に提供されるなど、地域の産業とともに発展してきました。近年では、トラフグやホンモロコなどの養殖が行われる等、新たな地域資源の創出に向けた取組も始まっています。

一方で、カワウ・外来魚による食害、冷水病など疾病の発生、河川形状の変化等による漁場環境の悪化、高齢化による漁業協同組合(以下「漁協」)や養殖業の担い手不足など、水産資源の維持増大を妨げる課題も多く見受けられます。さらに、福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散によるマス類の出荷制限などの影響を受け、遊漁者の減少や養殖魚の販売不振が続くなど、本県水産業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした中、国では平成 26 年に「内水面漁業の振興に関する法律」(平成 26 年法律第 103 号)を制定し、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進しています。

県では、国がこの法律に基づいて定めた基本的な方針を踏まえ、これまでの「とちぎの水産振興ビジョン」を発展させ、本県の水産資源の維持増大、利活用の促進、漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「栃木県水産振興計画」を策定します。

2 役割

この「栃木県水産振興計画」は、漁業団体、養殖生産者、その他の団体や地域住民、関係機関等がその方向性や目標を共有するとともに、その目標の実現に向けて本県水産業の健全な発展を図るための計画です。

また、内水面漁業の振興に関する法律第 10 条に基づく栃木県計画として位置付けるものです。

3 期間

平成 28 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 5 か年間の計画です。